

富士宮市議会議員政治倫理条例(議会提出議案)を可決制定しました

【趣旨】

富士宮市議会は、市民の皆様から選挙で選ばれた議員で構成する議決機関として、市政の発展と市民の皆様の生活と福祉の向上のため、一丸となって取り組んでいます。

そのような中、令和3年に現職議員の不祥事により、市民の皆様の信頼を大きく失墜させてしまいました。このことから、改めて議員が良識と責任、高い倫理性をもって公正な政治活動を行うとともに、市民の皆様の信頼回復に向けて、その負託に応えるため、新たに富士宮市議会議員政治倫理条例を制定するものです。

【背景】

令和3年11月定例会において、政治倫理条例制定に向けた調査検討を行うため、富士宮市議会政治倫理条例制定特別委員会を設置しました。以降、計20回の委員会開催とパブリック・コメントを実施し、検討を重ね条例をまとめました。

【内容】

本条例は、条例第1条(目的)にあるとおり、

- ①富士宮市議会議員が遵守すべき政治倫理に関する基本となる事項を定める(本条例第5条の政治倫理基準)
 - ②その地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずる(本条例第7条の説明責任や第8条以降の審査の請求及び審査会に関する規定)
- の2点により、議員の政治倫理の確立を図り、もって清浄かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

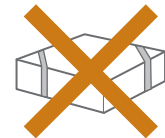
本条例で定められた政治倫理基準は以下のとおりです(抜粋)。

- ・不正を疑われるような金品の授受や飲食の供応などをしないこと
- ・政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附は受けないこと(後援団体についても同様)
- ・市職員の公正な職務を妨げたり、市職員の権限や地位による影響力を不正に行使するよう働きかけることはしないこと
- ・市職員の採用、昇給、異動等の人事に関与しないこと
- ・発言や情報発信を行う場合は、責任と自覚を持ち、誹謗中傷の言動その他他人の名誉を毀損しないこと
- ・地位を利用した、嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメント行為をしないこと
- ・職務上知り得た情報を不正に利用しないこと

条例全文及び条例解説文は、下のQRコードから確認することができます。



年賀状



歳暮・年賀



寸志